

専決処分について（立川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例）

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 8 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 3 項の規定及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和 2 年内閣府令第 6 号）の施行による。

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、次を別紙のとおり専決処分する。

立川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

令和 2 年 3 月 25 日

立川市長 清 水 庄 平

立川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

立川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成27年立川市条例第1号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後		改正前	
(利用者負担)		(利用者負担)	
第3条 ……略……		第3条 ……略……	
2及び3 ……略……		2及び3 ……略……	
4 前項第3号に定める額は、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）第58条第4号に掲げる事由のあった月については、府令第59条に規定する日数を基礎として日割りによって計算して得た額とする。			
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
各月初日の保育を受ける子どもの 属する世帯の階層区分	利用者負担額（月額）	各月初日の保育を受ける子どもの 属する世帯の階層区分	利用者負担額（月額）
……略……	……略……	……略……	……略……
備考		備考	
1及び2 ……略……		1及び2 ……略……	
3 教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月においてひとり親世帯等（府令第22条各号に掲げる者が属する世帯をいう。）に該当する場合における利用者負担額は、当該特定教育・保育に係る年度分の市区町村民税所得割課税額が77,101円未満であるときは、前項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。		3 教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月においてひとり親世帯等（子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第22条各号に掲げる者が属する世帯をいう。）に該当する場合における利用者負担額は、当該特定教育・保育に係る年度分の市区町村民税所得割課税額が77,101円未満であるときは、前項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。	

(1) 及び (2)	……略……	(1) 及び (2)	……略……
4 ～ 6	……略……	4 ～ 6	……略……

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 3 条第 4 項の規定は、令和 2 年 2 月 25 日から適用する。